

1997★3

北海道自治体学会

「実務と理論の出会いをめざす」

ニュースレター

NEWSLETTER NO.7

発行人 北海道自治体学会事務局
 事務局 〒064札幌市中央区南4条西17丁目
 北星女子短期大学 内田研究室
 TEL011-532-2417(FAX共通)

特集

私の分権論

今、明治維新・戦後改革に次ぐ第3の改革として、新しい大改革が進められようとしています。地方自治法は、今年で50年を経ることになり、地方の時代、シビルミニマムといった言葉に象徴されたいつかのハードルを超えて、「分権」という形で大きな進化を遂げようとしています。

このことは、国と地方との主従関係を代えようという制度改革の側面をもちろん、中央集権システムに依存してきた考え方や行動に大胆な変革を迫る意識改革を自治体に迫るものともなっています。ともすると、国の指導のとおりとか、前例踏襲ということで安易に仕事を片づけたり、國や業界団体、議会の顔色ばかりみているといった住民不在の仕事をしていなかったのか、大いに自己点検が必要ともいわれています。

企業でも大胆なリストラが進められている昨今、権限委譲が進めば、より簡素で効率的な事を進める必要があるほか、繩張り意識や仕事を漫然とやればよいといった旧来の考え方では分権の受け皿と期待される自治体にはなりません。大きな痛みを伴うことも覚悟しながら、住民の意思を、より身近なところで実現していく流れを逆流させてはならないと思います。

各自治体で、こうした流れに向けていろいろな試みが行われて来ています。NEWSLETTERでは今年度、「地方分権」をテーマに、自治の主役となるべき人々が、それぞれがどういう意識で、どう取り組まなければならぬのか、自治体職員やジャーナリスト、議員といったそれぞれの立場の人の意見を特集することとしました。

◆ 道庁不正問題からの教訓

久田 徳二(北海道新聞政治部記者)

カラ出張、カラ雇用など総額41億円にのぼる道政史上空前の不正経理事件。私は堀達也知事就任と同じ月の95年4月から政治部に勤務しているが、以来2年間というものは知事側も記者たちもこの問題にエネルギーの大半を費やしてきたと言っても過言ではない。そのせいか、私にとって「地方分権」はどうも「道庁不正問題」と切り離せない。

95年5月、道民の請求で開示された道の公文書きっかけに官官接待の実態が次第に明らかになった。その後はカラ出張やカラ雇用など不正が次々発覚。支出した公金は職場に裏金として貯められ、官官接待や職員間飲食のほか政治家パーティー券購入などに当てられていた。

深刻だったのは、不正が道庁や出先機関にとどまらず監査委員事務局や教育委員会、学校などにも及び、調査対象から外れた道警を除くほぼ全部署を汚染していたことだ。

情けなかったのは、この汚染が長い年月この役所を覆っていたことだ。理事者と労働組合、そして議会の間の緊張感の欠如。それにとどまらず、報道機関をも含めた“なれ合い”の中で、道民監視は行き届かず、その陰で不正は温存されていた。さらには今も、この病根の部分が表に引き出されることに、道と道議会が抵抗していることを考えると、病気はなお重いと言わざるを得ない。

私なりにこの一連の問題の教訓を引き出してみると①地方分権②情報公開③行政監視④住民参加⑤議会改革ーの五

つに集約されると思う。

官官接待は中央集権から生まれた。権限と財源が地方に薄いこと、国—都道府県—市町村の上下関係が存在することによって行政と政治は住民から遠ざかっている。不正の最強防止策は徹底した情報公開。本来、プライバシー以外の行政情報はガラス張りにされないと行政の信頼はいつまでたっても回復しないし、住民の行政参加も十分には実現しない。権力監視には外部監査機能の強化や公的オブズマン制度導入なども必要となる。理事者側ともたれ合わない、住民の立場で自律的に働く議会はどうしたら育つかー。

これらを考え、実践するのが「分権型社会」につながる。「不正を経験した北海道だから可能だった」と言われるような思い切った改革で、分権のトップランナーになってほしい。報道機関はそのために考える材料を提供し、課題を整理して提起していくのが使命。それには、複雑で大事な自治の仕組みをよく理解しなければならない。そう思った記者たちが昨年11月に「分権・自治を考える北海道ジャーナリストの会」をつくった。以来、月1回程度の勉強会を行っている。

私がこれまでの取材でおじやました市町村は意欲的な自治体が多かった。「民主主義」を考えさせられた。そんな市町村の人たちに負けないくらい勉強しようと思っている。

課題を抱える地方議会

中島 和子(市民ネットワーク札幌市議会議員)

昨年12月20日に、国と地方自治体の関係を上下・主従の関係から対等・協力の新しい関係に転換させるために、機関委任事務の廃止を盛り込んだ地方分権推進委員会第一次勧告が出された。

憲法では、国と地方自治体は対等であるにもかかわらず、国は市民から選ばれた首長に国の事務を押しつけ、まるで地方自治体を下部機関のように扱ってきたのである。地方自治体の議員に決定権がないのに、議案を審議する時は、私もばかばかしく感じることが何度かあった。

地方分権を、明治維新・戦後改革に次ぐ第3の改革とするためには、まず地方自治体の自己決定権をはかることが必要であり、それとともに、地方自治体は自己責任を負う決意がなければならない。

第一次勧告では、機関委任事務制度は廃止され、「法定受託事務」と「自治事務」に整理された。制度そのものが廃止されたことは、評価したいと思う。

しかし、生活保護の決定・実施等が、法定受託事務として区分される等、必ずしも、地方自治体の権限が確保されたとは言えない面もある。また、自治事務にも、事前協議等の国の関与を認めたが、これも自己決定権を奪うことになってしまう。さらに、法定受託事務には、第三者機関の代執行の可能性も考えられ、不安が残る。

今月6日には、都道府県と市町村の関係や自治体のあり方、さらに税財源問題についての第二次勧告が出されることになっているが、実効性のある内容にしてほしいと思う。

産廃問題を巡る地方自治の現実

さて、地方自治体に、充分な権限や財源があつても、これを生かすための自治体の努力なしに豊かな社会を築くことはできない。

まず、はじめに政策形成能力はもちろんのこと、市民の参加も不可欠である。選挙に行かない市民が増えているが、4年に一度投票するだけの民主主義では、投票所から足が遠くなるのも無理はない。しかし市民の政治参加の意欲は、精進川河畔林保全運動や真駒内ゴルフ練習場の森林保全運動すでに見てきたように、高いのである。

市民ネットでは、ことあるごとに、市民の政治参加のシステムづくりを訴えてきたが、札幌市でも少しずつ実現されつつあり、確かな手ごたえを感じている。

そして、地方自治法に盛り込まれている直接民主制の規定である住民発議や住民投票は、もっと強化されるべきと思う。

最も課題を抱えているのは地方議会だと思う。自治体の最高意志決定機関であるにもかかわらず、その権限を充分に市民のために使っているとは思えない。議員の多くは、首長が出した議案をチェックすることが仕事だと思っているようである。地方自治法の自己決定権が増せば、議会の責任も当然大きくなり、私をはじめ議員の資質が問われるてくる。

札幌市では、年間約17億円の議会費を計上しているが、議会事務局の体制強化を含め、条例を提出できる議会として改革が求められている。

工藤 洋文(釧路市下水道建設課)

釧路市内に愛知県の業者が建設予定の産廃処分場に関する行政訴訟で2月13日、札幌地裁は道の不許可処分を無効とした判決を下した。

今回は「廃棄物処理法」に基づいた業者(愛康産業、17万m³、95年6月申請)と「産業廃棄物処理に関する指導指針」を楯にした行政(北海道)で係争したが結局、指導指針に基づき不許可にしたのは違法との判断をした。産廃処分場は「業者と自治体と住民」の3者が設置に関して全国各地で相互に係争中である。建設予定の武佐地区は閑静な住宅地に老人福祉センター、学校、保育園が近接しており、良好な住宅地に首都圏の産業廃棄物を埋める計画(業者は地元産廃のこと)であり、付近住民は計画発表後に町内会合同の対策委員会を設立し市議会や道に働きかけてきた。北海道は「産廃に関する指導指針」の目的である「生活環境の保全」と「500メートル以内の住民同意」を得る作業を業者がしていないことで裁判に持ち込んだ。

憲法第94条は「地方公共団体は法律の範囲で条例を制

定することができる」また、地方自治法第14条は「地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができる」と記載されており、今回の判決はこの条文どおりである。しかし、裁判長は業者が「技術等の問題をクリアしていれば設置を認めざるを得ない」という廃棄物処理法の不備を指摘して、北海道に心情的な理解を示した。関係者の話では、武佐地区が裁判に負けたら北海道は「ゴミ箱」になるとの危惧をしめしており、稚内での焼却灰産廃場の係争も負けるだろうとの予測をしている。

釧路のゴミ問題を考える会代表である市議の横谷絢子さんは「法は決して国民を守るように作られていないことを痛感した。全国的に注目され、住民生活の安全と責務を負う地方自治の任務を否定されたことに怒りと戸惑いを覚えます。地域を守るとともに全道、全国のために最後まで闘い抜きます。」と訴えており、また、釧路市の前環境部長として法廷で証言した山田和弘氏は「今回の訴訟を通じて自然環境と住民生活との調和を図りつつ、ゴミ処理場施設

が立地建設されるように訴え、法律の足らざる面を補完し、国の廃棄物行政の転換を促す先駆的判断が示されることを期待していただけに法の解釈を破れなかつたのは誠に残念だ。」と落胆を隠せない様子だった。

地方分権が進む中で今回のケースは地域住民、市議会、北海道が反対をしているのに、全国一律と時代遅れの法律により地域との現状にかけ離れた対応になつておらず、まさに地方分権の必要性を市民、議会、自治体が肌で感じたケースではないか。

2月25日、一審を不服としていた道はこの問題を控訴することにしたが、産廃施設の認可は国の機関委任事務であり、上訴するには法務大臣の承認が必要である。ゴミ問題においても国の顔色を見なければ何一つできない地方自治体の姿が浮かび、地方分権の必要性を身近なゴミ問題で

感じた。

昨年の12月に答申された地方分権委員会の最終答申では、厚生省が3月に向け廃棄物処理法の改正準備をしていくためにあえて加えなかつたのだが、企業(通産省)、自治体(環境庁)、住民(自治省)が自己利益だけでなく真剣に考え、参加と責任を果たす時代が到来した。

後記:ゴミ問題は出口論よりも入口論(企業、通産省)を整理する必要があり、厚生省の松村課長(エイズとは関係ない)が10年前法制化準備による過労で殉職死したが、廃案にした通産省、自治省がもっと積極的であればこのケースはなかつたかもしれない。交付金とゴミがワンセットで北海道にくる時代が来そうですね。

岩見沢市 三つの 昇任制度を併存し 組織の活性化をはかる

アリース
自治体
の
自己改革

道内のいくつかの自治体では、地方分権に備えて、職員の政策立案能力や問題処理能力を高めることを目標に、「自治体の自己改革」ともいべき試みが進行中である。北海道自治体学会の昨年の政策シンポジウムでも、白老町の「パートナーシップ」や士別市の「スタッフ制」などがその事例として報告された。岩見沢市では、今春から「自己提案型昇任制度」(以下「提案型」)を試験的に導入し、人事システムの改革を志向する。以下、同市の総務部職員課長・村田一也さんからうかがったお話を基に報告する。



この制度は、あらかじめ指定された部門の課長・係長職への昇任を、有資格の希望者にレポートを提出させ、人物評価と併せて評価し決定するというものである。同市では、平成3年度から、課長・係長職への昇任希望者にレポートを提出させ、所属長の推薦と併せて昇任の是非が決定される「昇任推薦制度」(以下「推薦制」)が導入されているが、この制度では、応募者は昇任を希望する部門を選択できなかつた。提案型では、限定的ではあるが、応募者は希望する部門を選択できる。この新制度は、職員の強い要望に応えて試験的導入が決定されたという。



この制度の導入によって、岩見沢市では、勤務成績や人物評価に基づく従来の年功序列型と、推薦制、提案型の三つの昇任制度が併存することになる。新制度が導入される度に人事システムにより競争的な環境が生まれ、昇任を希望する職員には、政策立案とその実現に向けた意欲と能力

相内 真子

(北海道女子大学専任講師、運営委員)

を自ら主張し証明する機会が増えることになる。導入後6年を経過した推薦制は、目標とした昇任年齢の拡大と機会の均衡に、ある程度成功しつつあるという。上司と部下で年齢が逆転した、また女性がこの制度を活用して昇進した、などの例がみられたからである。従来の年功序列型人事に対抗するこうしたメリットシステムの効果は、提案型においていっそう顕著になろう。推薦制が課長への昇任資格を係長在職5年以上とするのに対し、提案型は係長在職のみを要件とし年数を資格に含まない。提案型では、年功序列が崩れる可能性が、さらに高くなると考えられるからである。



ところで、今回提案型の対象とされた特定ポストは、課長職が、ゴミ処理、OA化推進、広域行政の三つの対策部門、係長職が、東部丘陵振興、国際交流推進、ごみ処理、OA化推進、情報化推進の五つの対策部門である。現状でみると、新しい市民的ニーズに対応するためのプロジェクト型部門に集中したポストといふことができるだろう。こうしたポストの特定とそれへの「競争」による昇任システムは、職員のスペシャリスト化を促進し、多様で新しいイッシュ^{注1}に行政が効果的に対応することを可能にすると考えられる。



他方、こうした人事システムの導入は、自治体職員はジェネラリストであるべきかスペシャリストであるべきかの議論を喚起するだろう。とはいって、どの自治体にとって

も、職員の政策立案能力や問題処理能力の向上を目指すれば、そのスペシャリスト化は避けられまい。今後の重要な課題は、職員の意欲を、人事のシステムがどのように保障できるかである。人事における「競争」の公平性をどのように保障するのか、また、プロジェクト型ポストを一時的と位置づけるのかあるいは何らかの機構改革によって安

定的な組織に組み込むのか、さらに、ルーティーン部門とプロジェクト部門とに行政の職務の分業化が進行した場合の人事評価といった問題が、検討されなければならないだろう。

注1：イッシュ-issue
論争(点)、係争(点)

報告

「伊達市ごみ分別収集計画説明会」

市民まちづくり研究会主催 第7回生涯学習講座「女性とまちづくり」

市民まちづくり研究会代表 中村 恵子

○活動の紹介

私は、9年前から自ら考え実践するモットーに市民として地域のためになにをすべきかの立場でごみ問題、水辺の問題を中心に活動を続けてきた。

個人的には、居住していた自治会に私が提案した資源ごみ自主回収システムの構築、経営統括する医院内での資源ごみ回収と地域への還元、ごみ従量制有料化の意義発進とその後の市民意識調査(伊達市、俱知安町)等による産、官、学への啓発を理由に平成7年度リサイクル推進功労者等表彰において北海道初の通産大臣賞を受賞している。

また、有志によりびかけて作った市民まちづくり研究会(旧伊達市を考える会)では、ごみ減量資源化実現のために、主に市民に対し啓発、流通業を中心とした事業者へは容器削減要請及び環境重視型営業、資源の民間ルート開発、行政に対しては有料化の負担を軽減する行政サービスの充実、低成本資源ごみ回収法の確立をデータに示しての要請陳情を行い、今年4月の容器包装リサイクル法施行とともに伊達市ごみ分別収集計画に反映している。この市民まちづくり研究会の活動は平

成7年度環境事業団「国内地球環境保全活動方策に関する調査」で全国の波及効果、社会的影響の大きい15のNGOの一つに選ばれ客観的に調査分析されている。

○生涯学習講座

これらの取り組みの中で行政の壁にぶつかることがあり、行政を変えるには住民意識向上のための学習が必要を感じ、平成5年の山口二郎教授の「政治改革とは」をかわりに神原勝教授「市民参加とまちづくり」、森啓教授「文化ホールとまちづくり」当会代表運営委員中島興世氏「景観とまちづくり」等生涯学習講座を開催してきた。

○助成金事業報告

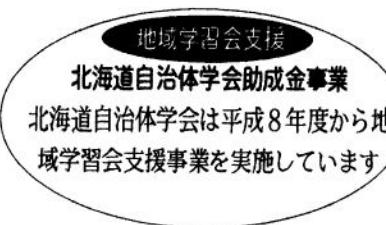
当会の助成金をいただいたて実施したのは、第7回生涯学習講座「女性とまちづくり」で、講師は北海道開発問題研調査会理事、調査部長の五十嵐智嘉子氏。氏は地域調査を数多く手掛け、まちづくりへの女性のあり方を見つめている。テーマ設定の目的は「まちづくりに女性の声を！」の高まりに反し、現実には、女性の声の反映

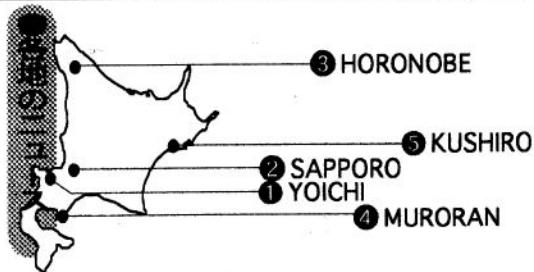
や登用、参画システムの具体化は少ない。その現実を阻んでいるのは何か、何が問題となっているのか。どうしたらよいのか。これを明らかにすることである。また、同時に市民まちづくり研究会が8年間要請してきたことが、ほぼ網羅され、女性の声を反映した例もある「伊達市ごみ分別収集計画」をより多くの市民に知つてもらうために伊達市民部リサイクル推進室の説明会開催を要請したところ快諾され、実施した。

当日は、伊達市市民部長、同職員、商工観光課長、同課員、白老町役場の星さん、小倉さん、町の方々もかけつけてくださいり、伊達市民とともに6、70名の方々がお集まりになった。なお、この講座は、伊達市教育委員会共催、地域づくり全国協議会、胆振支庁、伊達青年会議所、国際ソロブチミスト伊達、太陽の園女性部、マスコミ各社の後援を得た。

講座で五十嵐氏は、「阻むものとして偏見や社会通念などの国民の意識、硬直化した社会システム、改正されない制度」を上げ、今後阻むものを除去するために「目的を明確にしプログラムを立て、評価する」作業を積み重ねていく重要性を説いた。また、そのための個人としての基本姿勢は「意志をもつ、OPEN MIND、謙虚さ」であるとした。

伊達市リサイクル推進室黒田氏によるこの4月実施の「伊達市ごみ分別収集説明会」は、実物を見せながらわかりやすい説明で、地球環境を守るために再生資源を分別して出さなくてはならないことに市民も納得していた。この場で黒田氏から「市民まちづくり研究会は8年前から言ってくれていた。先見の明があったんですね。市民まちづくり研究会ありがとうございます。これからも頑張ってください。」という思いがけない言葉が飛び出した。8年間の思いがやっと理解されたうれしさで会員一同大いに励まされ更なる元気が湧いてきたのである。「ごみを素材に男性と女性、行政と住民のパートナーシップでよりよい地域を」と結んだのは言うまでもない。北海道自治体学会の皆様ご支援ありがとうございました。





①余市でも研究会を準備中

地方自治や地方分権を地域レベルで考えていくという動きが、いま道内でも少しづつ広まっていますが、余市町でも住民レベルのまちづくり研究会をつくって活動していくと準備中です。呼びかけ人の一人である本会会員の杉本さんは「地方自治土曜講座や自治体学会は、自分にとって情報交換の場、自己研鑽の場になっています。そこで学んだことを少しでも地域の中で実践していきたい」とはりきっています。（余市発）

②社会教育でも動き広がる

本会や土曜講座に参加している自治体職員のなかで教育委員会勤務の職員が少ないように思っていましたが、昨年あたりから社会教育の分野でも自治・分権に対する関心が高まっているようです。この3月にも、旭川での上川管内社会教育主事の集まりに森代表運営委員が招かれて講演されました。といえば、北海道町村会の4人目の北大大学院派遣職員は社会教育畠の人決ましたと聞いています。自治・分権と「生涯教育」の間にどういう接点があるのか、興味深いテーマです。今後の動きが楽しみです。（事務局発）

③幌延では天塩川をテーマに

道北地方では天塩川の存在を再認識する取り組みが活発化しています。幌延町では天塩川の清流を戻そうと、町民の委員会ができ、旧川の三日月湖の浄化と薪水化を目指しています。農村部のまちでも足元の自然環境に目を向けていく時代になってきました。本会会員で同町企画課の小山さんも張り切っています。（幌延発）

④室蘭の会員の佐藤さんからのメッセージ。

（佐藤さんは本会にあって数少ない民間の女性会員です）

1970年前の自治体改革時代に自治体職員だった私の目には、それから20年近くたってようやく北海道でも自治体学会のような動きが出てきたんだなあと、映っています。私のいる西胆振の自治体職員はあまりものを言わない風土があるみたいで、自治体学会の会員も少ないですね。それはともかく、我が郷土北海道の活性化を目指していろんな職種の人があらゆる立場で情報交換をしていくことは大切なこと。お互いにがんばってやっていきましょう（室蘭発）

⑤土曜講座くしろ地域開催

釧路管内の自治体職員などで構成された実行委員会による土曜講座くしろ版が5月7日の白糠町を皮切りにスタートします。釧路管内持ち回りで11月までおこないます。詳細は事務局（釧路市役所0154-23-5151下水道建設課・工藤さん）まで。（釧路発）

第1回北海道自治体学会フォーラム in 江差大会（予告編）

さくら前線を実感するこの頃、皆さんには益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、昨年の北海道自治体学会フォーラム in しらおい「市民と行政のパートナーシップ～手をとりあって、もっと故郷～」を繋げて、北海道自治体学会フォーラム in 江差大会を開催いたします。

官治から自治、集権から分権という本格的な分権の時代になってきた今日、市民と職員・議員とが自らの自治体の自己改革に協働していくことが求められています。

国の制度改革による自治体の変革とともに自治体自らが市民と職員・議員と一緒に変わらなければならぬ、こうしたシステムをもつ転換点にあります。自らのまちを豊かに創造する責任の多くがそこに住む市民と職員・議員に、それぞれに負わされていることをどう自覚し自己改革していくのか。参加者のそれぞれの実践を基に、自由な議論を通して変革への一步を踏み出してみたいと考えていますので、多くの方々のご参加をお待ち申し上げています。

北海道自治体学会フォーラム in 江差大会実行委員会

○全体テーマ「分権時代～自治体の自己改革」

～求められる自治体像～

○期日 6月28日（土）・29日（日）

○会場 江差町文化会館

○内容

28日（土）

I 基調講演 講師未定

II 事例発表 山形県甘目町「文化の森委員会」
～市民参加の文化のまちづくり～

III パネルディスカッション

テーマ「分権時代～自治体の自己改革」
／求められる自治体像／職員・議員・市民の自己改革

IV 実践事例交流会

テーマ「自治体政策に地域資源をどういかすか」

V 微夜討論会

29日（日）
江差町の豊かさをエクスカーション

1997年度自治体学会群馬県高崎大会情報

現在、下記の内容で検討が進められていますので、全国の仲間の議論に参加してみませんか。

△期日 8月29日（金）第14回全国自治体政策研究交流会議

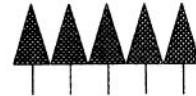
8月30日（土）第11回自治体学会群馬高崎大会

△会場 群馬県高崎市 市文化会館及び高崎経済大学

△分科会テーマ（予告編）

◆地域文化と行政支援◆NPO法と市民セクター、自治体の関わりほか

詳細は、5月下旬になりますが、6月の北海道大会の時に詳細を周知できますので、よろしくお願ひします。（片山、嶋田北海道地区運営委員より）





私たちの未来は私たちが決める。未来セミナー'97

未来セミナー'97
スタッフ
渡辺実行委員会
克生

だろうか。

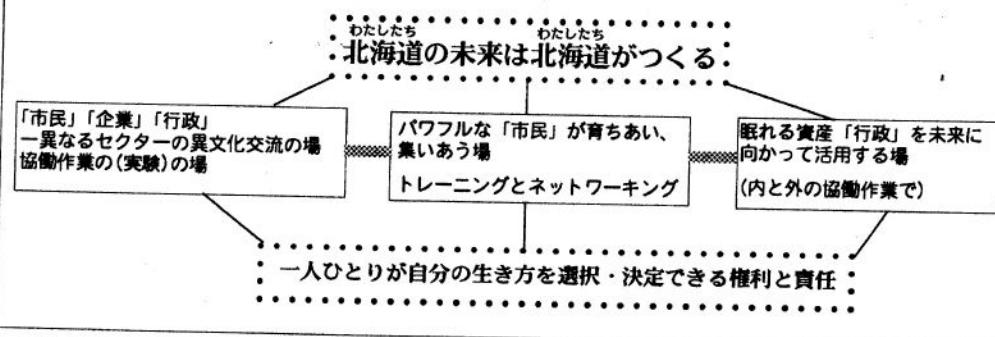
平成8年9月に全道庁労働組合の商工労働観光部支部で始った道庁職員による道庁の未来を考え、市民との協働への取り組み「未来セミナー」について紹介する。

未来セミナー'96は道庁の労働組合、全道庁労働組合商工労働観光部支部の廣田まゆみさんの呼びかけでスタートした。平成9年1月に廣田さんが「未来セミナー'96」について最終回に臨んで次のようにいっている。「道庁改革が問われる中、誰かが何かをしてくれるのを待つではなく、主体的に動きたい。そして改革、改革と騒がしいが、具体的に何を改革したらいいか知りたいという思いではじめた。道職員以外の人たちにも参加いただける形でできることは大きな収穫だった。

このセミナーをとおして、私の中で確認できたことは、これからは、市町村自治体が基礎であることです。道庁は、まず、市町村が市民との協働により自治体行政を行うという前提において、市町村をサポートする事務局として役割を果たすため、市町村の現場から見た道庁の姿を、私たち自身が認識しなければならないと感じました。

また、道庁自体も中間自治体であるからといって、市民との協働を市町村まかせにしているわけにはいきません。少しづつ始っている市民参加の試みを材料として、その有効性やあるいは現状での問題点などを明らかにし、開かれた道庁にしていかなければならないということも感じています。そして、私も含めて道庁職員にとって、直接、市民と対話し、対等な討論をする場ができるだけ作る必要があると感じました。

未来セミナー'97の目的(何をめざすところ?)



平成7年、道庁の不正経理がマスコミや議会で取り上げられ、全国的な不正発覚の先駆けとなった。

北海道としてはこれまでになかったような窮地に追い込まれ、不祥事の防止のための改善プログラムの策定や道民の信頼回復のため「道政改革民間フォーラム」を設置し、知事は道政改革に取り組んでいるが、はたして道庁に勤務する職員はこの問題をどう考え、どう対処しているの

『異文化交流』として、わからないことはわからない、感覚が違うところは違うときちんと言える対等なコミュニケーションが必要だと思いました。このような場をコーディネートできる人材育成も役所・市民双方の側に必要だと思います。」

このセミナーは、第1回は「地方分権の時代潮流と道庁の現在位置」第2回は「官庁理論v.s自治体理論」第3回は「『参加』から『協働』へ~『まちづくり』とは何か」第4回は「道庁職の政策能力一過疎の時代の政策課題」第5回は「道庁の『文化化』一道庁自己革新の可能性」北大の森啓先生を助言者に札幌市内のかでるで開催された。

未来セミナー'96を実行委員会形式でリニューアルオープンしたのが未来セミナー'97です。現在進行中のプロジェクトは次の2つです。

- 1) 地方分権時代の道庁を考える(3回シリーズ)
- 2) 市民参加の具体的なしくみづくり

未来セミナー'97は、道職員、市町村職員、議員、ジャーナリスト、市民と多様な人々が実行委員会を構成しています。北海道庁という組織の未来だけではなく、ここで働く人々が生き生きと働けるか、北海道の大地が21世紀に向けてパワーを發揮できるかがこの未来セミナーにかかっている。

<開催予定>

◎「分権時代の道庁のあり方を考える」

第1回「市町村にとって道庁とは?」

平成9年4月16日 18:30~21:00

会場: 道庁赤レンガ庁舎2F政策室分室)

第2回「市民にとって道庁とは?」

平成9年5月15日 18:30~22:00

会場: 道庁赤レンガ庁舎2F政策室分室)

第3回「道職員として何をするのか?」

平成9年6月18日 18:30~22:00

会場: 道庁赤レンガ庁舎2F政策室分室)

◎「市民参加の戦略を考える」

~市民・企業・行政のパートナーシップによるまちづくりをめざして~

平成9年4月26日 10:00~16:00

会場: かでる2.7(520号会議室)

情報

INFORMATION

■地域政策づくり実践塾（仮称）塾生を募集します。

北海道自治体学会、地方自治土曜講座、各地の自主研究グループの活動など活況を呈しています。自治体職員の政策能力の必要性が叫ばれ、その必要性についての共通の認識が形成されてきているといえます。しかし政策開発に成功している例はあまりにも少なく、また多くが思い付きの域を出ない実態ではないだろうか。北海道自治体学会はより高い志を持ちたい。抽象論ではなくフィールドに根ざした地域性あふれる具体性のある政策開発に挑戦したい。そのための政策開発のトレーニングの場を開設します。奮ってご応募下さい。

◇1期、1年間。例会は1月に1度。土曜日3~4時間程度を予定しますが、具体的には塾生が集まってから協議します。

◇人数は12~13人限定。

◇塾生は1年に1件以上の企画書を提出して例会でプレゼンテーションします。

◇例会での検討結果を踏まえ、再度企画書を作り直し、プレゼンテーションします。

◇塾生は自主研修グループの代表として出席することが望ましい。政策づくりがグループに支えられ、共有されることを期待したい。

◇会場は日本経営協会（NOMA）の協力を得る予定です。

◇ナビゲーター

松本あつし（北海道文理科短大助教授 経営情報学科）

瀬戸口剛（北海道大学工学部助教授 都市計画）

荒井岩雄（恵庭市・都市及び地方計画部門技術士）

中島興世（恵庭市・北海道自治体学会代表運営委員）

地域政策づくり実践塾の内容をイメージすると次のようになります。塾では次のような課題を与えて企画書を作っていくだけです。

新しい地域づくりの政策を立案して下さい。それについて、次の問題にあなたなりの考えを示して下さい。

1 それがなぜ政策として成り立つか。

2 その政策はどのような市民のどのようなニーズに応えようとしているのか。そのために、何を提供する必要があるのか。

3 その政策はどのようなシステムによって市民のニーズに応えるのだろうか。概略の収支の構造を明らかにして下さい。

政策の実現可能性があれば、引き続きフィールドワークによる調査を経て5年程度の計画を作り、また計画を実現するためのシナリオを描きます。その中でスタートの段階で注意しなければならないこと、それを人々にきっちりと実行してもらうために、どうしなければならないか、などの点についても検討を加えます。

申込先 中島TEL.0123-33-3131EX4110
FAX.0123-33-3377

■ちょっと PR

北海道自治研修所調査研究部は、平成元年4月に道行政についての基礎的な調査研究を主とした業務として設置され、今年で9年目を迎えることになります。

北海道以外では、神奈川県、東京都、埼玉県、岐阜県、千葉県がいわゆる自治体シンクタンクを組織内に設置し、政策形成の基礎となる調査研究を行っています。

具体的な業務は、道と市町村、大学、民間シンクタンクなどの中堅若手職員からなるプロジェクトチームによる政策研究活動を行う「ジョイントセミナー北海道21」や、行政課題に関してテーマを設定し、学識経験者を交えての研究会を組織して、基礎的、理論的な調査研究活動を行う「政策調査研究」、また、府内外の政策研究交流の場として寄稿による紀要「ほっかいどう政策研究」の発行を行っています。

平成8年度のテーマは、次のとおりです。

□ジョイントセミナー北海道21

高度情報化社会に対応した行政情報の受発信のあり方

□政策調査研究事業

道内自治体職員の自主研究活動に関する調査研究

□ほっかいどう政策研究

食糧供給基地としての北海道の役割

なお、「ほっかいどう政策研究」は、3月に発行済みで、その他についても近々発行される予定です。いずれも若干余部がありますので、ご希望の方はご連絡ください。

■北海道町村会「地方分権問題研究会報告書」

（4月末発行予定）

北海道町村会が町村職員、研究者合わせて12名に委員を委嘱して、昨年6月に発足した「地方分権問題研究会」（座長 森啓北海道大学法学院教授）の報告書。

町村の立場で地方分権問題を考え、具体的な事例に基づきより実務的に分権推進をめざす内容となっている。

■『田舎俱楽部の挑戦』を発刊しました。

田舎俱楽部の1年余りの活動をまとめた『田舎俱楽部の挑戦』を発刊しました。

田舎俱楽部は

1 地元で採れた物を食べることはとてもぜいたくで、豊かなことと考える

2 消費者への奉仕を求めるのではなく、消費者が農家を支える

3 そして市場では入らない、こだわりの野菜、ほんものの野菜を食べる仕組みです

田舎俱楽部が北海道に広がることを願って、まとめました。A4版50頁です。借金を抱えて困っています。1冊千円でご協力ください。

問合せは中島（恵庭市TEL.0123-33-3131EX4110）まで。

■ニュース、会報

（新たに送っていたものの掲載）

○「会報」バブル'94（白老町職員政策研究会）

○第5回政治セミナー「まちづくりと内発的発展」講演記録集（市民ネットワーク北海道）



リレートーク
第2回

「受け皿論」にどう応えるか

代表運営委員

川村 喜好(北海道町村会)

分権論議も大詰めの段階を迎え、東京では自治体の受け皿論に議論が集中しているらしい。

昨年、第1次勧告の事前説明に官邸を訪ねた関係者に対して橋本総理から地方行政体制の整備について直々の指示があったというし、与党の行政改革推進本部でも議論は合併問題に集中しているという。先日、全国町村会の役員が白川自治大臣と懇談した席でも、大臣は基礎自治体を1000程度に統合すべしという持論を展開したようだ。

経済界も市町村合併の大合唱だという。「分権・自治を考えるジャーナリスト会議」の招きで来道された地方分権推進委員会の大森教授も、ここで自治体の受け皿論について踏み込んだ議論をしないと、もう納まらない空気だと話しておられた。

合併という市町村の存立に関わる問題を機械的な数あわせだけで議論すべきでないことは言うまでもない。山間地、離島という地理的な制約のあるところで合併は簡単にできることではないし、北海道のような面積広大な地域では合併が住民の不利益につながることのないよう慎重な対応が必要だ。何よりも、一つのコミュニティとしてのまとまりが失われるような合併は避けなければならない。

しかし分権が進み、市町村が自ら考え、自ら判断する仕事が増えてきた時に、小規模自治体が今のままの体制で新しい時代に対応できるのか、ということは十分に考えておかなければならぬ問題だ。

事務局からの
お知らせ

▼役員推薦委員会委員の公募について

北海道自治体学会の役員につきましては、規約第9条で、任期2年とされており、現在の役員が95年7月ニセコ大会で選出されていることから、

97年7月で2年目を終了いたします。そこで、役員選任のための役員推薦委員会を設置し、次期役員候補者の推薦を進めて参ります。つきましては、下記の通り役員推薦委員会委員を公募いたしますので、期日までに応募ください。

1. 公募期日 1997年4月末日
2. 連絡先 事務局
3. 応募資格 現在会員であること
4. 委員定数 6名
5. 委員の活動 次期役員推薦者名簿を作成する。

▼1997年度会費納入のお知らせ

別添の振り込み用紙にて、1997年度会費の納入をよろしくお願いします。なお、前年度分未納の方は合わせて納入ください。万が一、請求に間違いがあれば事務局までご連絡ください。

■「自治体の自己改革」が忘れてならないアクターは市民です。「改革」が行政の独り善がりにならないためには、市民の知恵や知識、技術を有效地に活用することが重要です。市民生活においては市民自身がスペシャリストです。(相内)
■先日、2度目の卒業生を社会に送り出しました。

世間では昨年の「超氷河期」から、今年は「雪解け」などといわれましたが、私の短大の学生の実態は、数字こそ昨年を上回りましたが、実態は派遣社員、契約社員、パートが増えただけでした。若者がいきいきと働けない社会は活気や生産性がなく、浪費の社会だと思います。「地域からの仕事づくり」。これが地方分権のキーワードになっていくと思います。(内田)

■地方分権が進む中、不正を問われた道庁では古い体质からの脱皮が急務ですが、永年培われた組織や職員の意識は急には変わらないようです。今回の特集未来セミナーを引っ張ってきた廣田さんがこの3月で道庁を退職しました。本人は役所の外で市民活動を続けていくのですが、道としては非常に惜しい人材を失ったことになります。(渡辺)

■道庁を見る厳しい目は、ともすると国や内部ばかりを見て自己改革を怠ってきた批判であると共に、地方分権に向けて組織改革などを不断で実践している「市町村」と連帯し、受け皿となるべく研鑽しあうという叱咤激励とも受け取らなければならぬと思います。内にこもりがちな職員意識を外向きに変えることは並大抵のエネルギーではないかと思いますが、今、やらなければ中央の議論に押し流されてしまうことを肝に命じておかなければと思います。(辻)

■3月号でありながら、発行が4月にずれこんでしまいました。お詫びします。道内全域の情報を集めるのはなかなか大変ではあります。(塩)

